

# ・人権路発料 <mark>虐待防止シリーズー</mark> 児童虐待



### はじめに

私たちは、憲法によって基本的人権を保障されています。しかし、現実には様々な人権問題があります。中でも言葉や力による暴力や虐待が深刻な問題となっています。 暴力や虐待は、人権を侵害し、人権が尊重される社会の実現を阻害する大きな問題です。

「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14(2002)年3月)でも、女性、子ども、高齢者、障害者の人権課題として暴力・虐待の問題にも触れ、解決に取り組むよう指摘しています。子どもの人権を侵害する虐待については、「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)(平成12(2000)年11月)が施行されるなど、立法的な措置により具体的な防止体制が整備されています。

法務省の人権擁護機関\*では、これらに関わる人権問題を始め、国民の人権擁護に携わる仕事をしています。困ったことがあれば、人権相談窓口(13頁参照)にご相談ください。

この人権啓発教材「虐待防止シリーズ」が、人権意識を高め、人権侵害のない、誰もが いきいきと暮らせる社会の実現のための一助となれば幸いです。

法務省人権擁護局

#### \* ①法務省人権擁護局

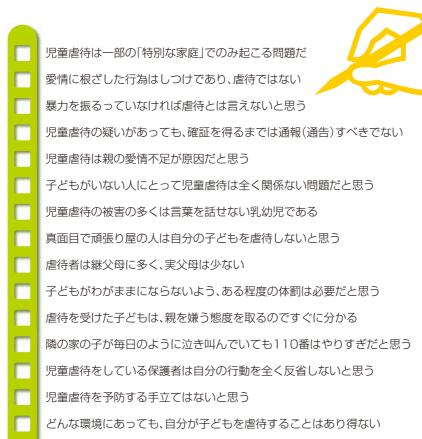
- ②法務局·地方法務局の人権擁護部門
- ③人権擁護委員(法務大臣の委嘱した民間人)の組織体
- を「法務省の人権擁護機関」といいます。

# 目次

●はじめに	0
●チェックリスト	2
●児童虐待とは?	3
●児童虐待の現状	<b>5</b>
●「虐待かな?」と思ったら	7
●私たちにできること	9
●関連法律	1
●ご存じですか? 人権相談窓口	B

# **Check List**

皆さんは児童虐待についてどのくらい知っていますか? 児童虐待に対して、間違った認識を持っていないでしょうか? まずはチェックリストで自分の意識を確かめてみましょう。



\*本冊子で自分の意識を振り返り、児童虐待に関する正しい理解を深めましょう。

# 児童虐待とは?

近年、テレ<mark>ビや新</mark>聞で児童虐待のニュースを目にすることが多くなりました。 虐待と<mark>言うと</mark>一般に殴る蹴るなどの身体への暴力をイメージしがちですが、 それだ<mark>けではあ</mark>りません。

では、児童虐待とは、どのようなものなのでしょうか?

# 児童虐待は重大な人権侵害

児童虐待とは、子どもを守るべき保護者(親や親に代わる養育者)が、子どもの心 や身体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為を言います。

未来を担う子どもたちの心や身体に深い傷を残し、時に生命さえも脅かす児童虐待は、重大な人権侵害であり、法律上も禁止されている許されない行為です。「児童虐待の防止等に関する法律」(以下「児童虐待防止法」という)では、児童虐待の行為を、①身体的虐待、②ネグレクト(養育の怠慢・拒否)、③心理的虐待、④性的虐待の4つに分類し、定義しています(厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」(平成21年3月31日 改正版))。

しかし、虐待をしている保護者は、往々にして「しつけのため」などと思い込み、 虐待であることを自覚していません。

しつけと虐待については、「どこまでがしつけで、どこからが虐待なのか」といった疑問がよく聞かれますが、保護者がしつけだと思っていても、その行為が子どもの心身を傷つけ、子どもの成長に悪影響を及ぼすものであれば虐待と言えるでしょう。しつけという名目であれば、何をしてもよいというものではありません。児童虐待かどうかは、愛情を持っているかなどの保護者の主観に関係なく、子どもの側に立って判断する必要があります。

●児童虐待の相談種別対応件数(平成21年度)

性的虐待 1,350件(3.1%)-

身体的虐待 17,371件 (39.3%) ネグレクト **15,185**件 (34.3%) 心理的虐待 10,305件 (23.3%)

出典:厚生労働省「平成21年度 社会福祉行政業務報告結果の概況」を基に作成

# 児童虐待の分類

児童虐待には様々なものがありますが、大きく分けると次の4つのタイプがあります。

#### 身体的虐待

- ・殴る、蹴る、投げ落とす、首を絞める
- ・熱湯をかける、溺れさせる
- ・縄などで部屋に拘束する



#### 性的虐待

- 性的行為の強要
- 性器や性交を見せる
- ・性器を触る、又は触らせる
- ・児童ポルノの被写体にする など



# ネグレクト(養育の怠慢・拒否)

- ・適切な衣食住の世話をしない
- ・重い病気になっても医師に診せない
- ・乳幼児を車内や家に放置する
- ・保護者以外の虐待行為を黙認・放置する



# 心理的虐待

- ・言葉による脅迫
- ・無視をしたり、拒否的な態度を示す
- ・他の兄弟姉妹との著しい差別
- ・配偶者やその他の家族に対し暴力を 振るう など



# 児童虐待の現状

年々増え<mark>続けている児童虐待。</mark> しかし、児童虐待は、決して「特別な家庭」「特別な人」だけの問題ではないのです。

# 増え続ける相談件数、虐待件数

厚生労働省の調査によると、平成21(2009)年度に全国の児童相談所が児童虐待として対応した相談件数は過去最多の44,211件で、児童虐待防止法施行前の平成11(1999)年度の相談件数11,631件に比べて3.8倍になっています。

一方、虐待によって死亡した子どもの数は、厚生労働省が把握している事例だけで、平成20(2008)年4月から平成21(2009)年3月までの1年間に67人(心中を含めると128人)で、これも増加傾向にあります。また、この死亡事例に関する調査で、加害者の割合で最も多い(53.7%)実母の心理的・精神的問題等(複数回答)を見てみると、心中以外の事例では「育児不安」が16例(25.4%)と最も多く、次いで「養育能力の低さ」が10例(15.9%)となっており、保護者に対する地域や関係機関のサポートの必要性も見えてきます。

一般的にメディアで大きく取り上げられる児童虐待のニュースには、極端な例 もありますが、下の事例のように、周囲のサポートがあれば未然に防ぐことができ たと思われる事例も少なくありません。

事例 母親は、離婚後、一人で、双子を含む3人の子どもを育てており、保育所への送迎や健診受診もしっかり行っていたが、双子の一人がなつかず大泣きしたためにカッとなり、腹を踏みつけるなどの暴行を加え、腹腔内出血で死亡させた。

双子の育児については、母親によっては大きな負担になることがあり、特に、離婚などによって母親が一人で育児をしているなど、他の要素が重なった場合には、大きなリスク要因になります。双子を持った母親に対しては、他のリスク要因を抱えていないかといった視点で注意して接するとともに、実際に抱えている問題があれば、それの解消に向けた支援を行うことが重要になります。

出典:厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」(第6次報告)

# 児童虐待に関するデータ

#### 児童相談所における児童虐待相談対応件数



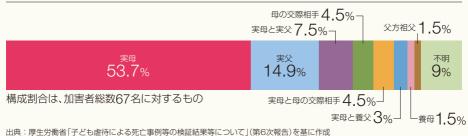
出典:厚生労働省「平成21年度福祉行政報告例結果の概況」 厚生労働省「児童虐待防止対策について」を基に作成

### ●死亡事例の件数及び人数

	H15年7月~12月末		H16年1月~12月末		H17年1月~12月末		H18年1月~12月末		H19年1月~20年3月末		H20年4月~21年3月末	
			心中以外	心中	心中以外	心中		心中	心中以外	心中		心中
事例数	24	_	48	5	51	19	52	48	73	42	64	43
人数	25	_	50	8	56	30	61	65	78	64	67	61

出典:厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」(第1次報告~第6次報告) 厚生労働省「児童虐待防止対策について」を基に作成

# 死亡事例の主たる加害者(心中以外)(平成20年4月~平成21年3月)



# 「虐待かな?」と思ったら

「もしかし<mark>て虐待</mark>?」と感じたら、あなたならどうしますか? ほとん<mark>どの場合、子どもは自分から助けを求めることができません。 子どもを虐待から救うためには、周囲の大人の気づきが大切です。</mark>

# 見逃さないでSOSサイン

# 

児童虐待は、家庭という密室で行われることが多いため、見過ごされてしまうことが少なくありません。しかし、虐待を受けている子どもや、虐待を行っている保護者たちは、少なからず何らかのサインを出しています。こうしたSOSサインに周囲の大人がいち早く気づき、関係機関に相談・通告(連絡)することが、児童虐待の早期発見につながり、虐待被害の深刻化を防ぎます。

もし虐待を思わせるサインを見つけたり、気になる様子があったら、勇気をもって行動してください。「本当に虐待かどうか分からない」などと迷う場合もあるでしょう。しかし、結果として、それが虐待ではなかったとしても、連絡した人が責任を負うことは基本的になく、通告した人を特定できるような情報が漏れる心配もありません。国は、法律によって、虐待されていると思われる子どもを発見した場合の速やかな通告を、全ての者に義務づけています。間違いを恐れずに、少しでも虐待の可能性を感じたら行動することが大切です。それが、虐待を受けている子どもだけでなく、自身の虐待行為に苦しむ保護者をも助けることになるのです。

#### ●子どもや保護者が発するSOSサイン

#### 子どもの場合

- 表情が乏しい
- ・触られること、近づかれることを嫌がる
- ・乱暴な言葉使い、又は極端に無口
- ・大人への反抗的態度や、顔色を伺う態度
- 落ち着かない態度
- 家に帰りたがらない
- ・家出、性的に逸脱した言動
- ・他人へのいじめや生き物への残虐な行為
- ・食べ物を含るように食べる
- ・衣服や手足が汚れている など

#### 保護者の場合

- ・感情や態度が変化しやすい
- ・イライラしている、余裕がないように見 える
- ・表情が硬い、話しかけてものってこない
- ・子どもへの近づき方や距離感が不自然
- ・子どもの普段の様子を具体的に語らない
- ・人前で子どもを厳しく叱る、叩く など

# 児童虐待の相談・通告先

少しでも虐待の可能性を感じたら、速やかに、法務局・地方法務局及びその支局に相談していた だくか(13頁、14頁参照)、市区町村の役所や都道府県の福祉事務所、又は最寄りの児童相談所へ 相談・通告してください。

#### 一般市民

#### 児童相談所

#### 市区町村

#### 福祉事務所

### その他の相談先

もの一時保護などを行い ます。

児童虐待に対応するため 児童相談所のアドバイス 子ども、高齢者、障害者へ 場合でも、立入調査や子どをつなぐ役割を担います。

の様々な法的権限を持つ を受けながら、親子を直 の福祉サービスの総合窓 機関。保護者が拒否する 接援助したり、関係機関 口。通告を受け、必要であ れば面接や訪問などを行 い、親子を支援します。

- ·法務局·地方法務局
- 人権擁護委員
- 保健所、保健センター
- ・子育て支援センター
- ·民生·児童委員
- 保育所、幼稚園、学校
- · 警察
- · 児童福祉施設
- ・民間の相談機関 など

# 相談・通告のポイント

相談・通告は匿名で行うこともできます。

分かる範囲で構わないので、次のような情報を伝えてください。

- ・気づいたり、発見した日時
- ・児童・保護者の情報(分かっていれば、氏名、年齢、住所など)
- ・虐待のおそれがあると思った状況(誰が、どのようなことを しているのか、気づいたこと など)
- ※虐待の相談・通告は、本人や家族の同意を得ずに行うことが可能です。

### 緊急の場合は警察に通報!

「家の中で子どもが暴行されてい る様子が、窓から見える|「尋常で はない怒鳴り声や物音、泣き声や 叫び声が聞こえる など、緊急の場 合には、警察に通報してください。

# 事例 同居の親族による女子生徒に対する虐待事案

子どもの人権SOSミニレター(14頁参照)が送付され、法務局が調査を開始した事案である。 内容は、同居する親族から性的虐待を受けているというもの。

被害者(中学生)の安全を第一に考え、法務局から速やかに学校に対して情報提供を行い、今 後の対応については、学校、教育委員会、児童相談所及び法務局をメンバーとするサポート委員 会を立ち上げて検討した上、児童相談所とともに被害者との面談を行ったところ、被害者は、相 手方から離れたい旨を希望したことから、速やかに児童相談所に保護されるに至った。

# っちにできるこ

児童虐待をなくすために、私たち一人ひとりにできることがあります。 誰かがやってくれるのを待っているだけでは何も変わりません。 大切なのは、一市民としてできることを実行することです。

#### ●地域に住む私たちにできること

孤立しがちな現代の子育でを温かい目で見守ってください。挨拶や声掛けをし たり、話し相手になるなど、ちょっとした「目くばり | 「気くばり | が子育て中の親子 を勇気づけます。地域で生活する私たち大人が、

子どもたちに関心を持ち、見守り育てる 意識づくりが重要です。

#### くできることの具体例>

- ・子どもは地域で見守り育てるという 意識を持つ
- ・子育で中の親の話し相手になるなど 孤立しないよう見守る
- ・子どもやその家族の状況を見て、支 援や援助が必要だと感じる時は、役 所や関係機関に知らせ相談する



#### ●保護者としてできること

どんなに頑張ってみても、子育ては親の思い通りにならないものです。子育てに不 安を感じたり、つらいと感じた時には、誰かに相談してみましょう。一人で悩みを抱 え続けていると、子どもへの虐待につながってしまうこともあります。誰かに気持ち を打ち明けることで、悩みが軽減されたり、解決の糸口がつかめることもあります。

# くできることの具体例>

- ・育児サークルなど親同士が交流で きる場に参加してみる
- 検診時や自治体の育児相談窓口な どを利用して専門家に相談する
- ・一時保育などを利用して自分自身 の時間を持ち、気分をリフレッシ ユさせる
- ・夫婦で子育ての方法を話し合い、 育児の分担を決める



#### ●指導者(教職員等)としてできること

児童虐待防止法では、虐待を発見した場合の通告義務が全ての者に義務づけられていますが、 その中でも、日常的に子どもたちと接している保育所や幼稚園、学校の教職員に対しては、児童虐 待の早期発見に努力するよう定められています。教職員等は、虐待を受けている子どもが自分の 学校や教室にいるかもしれないという危機感を持ち、子どもが発す

るSOSのサインを見逃さないようにすることが不可欠です。

#### くできることの具体例>

- ・児童虐待について理解を深める
- ・日頃から子どもと関わり、変化に気づく力量を高める
- ・日頃から子ども及び保護者との信頼関係を築いておく
- ・虐待を受けた子どもがいた場合の対応方針を決め、必要 な体制作りを進める
- ・日頃から関係機関との連携を深めておく



### ●医療関係者としてできること

児童虐待防止法では、医療関係者に対しても、教職員等と同様、児童虐待の早期発見の努力義務 が定められています。病院では、虐待を受けている子ども と出会う可能性があるという意識を常に持って、診察に

当たる必要があります。

# くできることの具体例>

- ・児童虐待について理解を深める
- ・虐待を受けた子どもがいた場合の対応方針を決め、 必要な体制作りを進める
- ・日頃から関係機関との連携を深めておく



子どもたちに伝えること 子どもが自分自身をかけがえのない存在であると意識 できるよう、人が誰しも生まれながらにして持っている「人権」について、大人が教えてあげる でとが大切です。また、自分の人権が侵害された時には、周囲に助けを求めてよいと伝えること も大切です。

# 関連法律

「児童<mark>虐待</mark>の防止等に関する法律」(児童虐待防止法) (平成12年法律第82号)

# 児童虐待は、子どもの人権や生命を脅かすもの

#### 第1条(目的)

この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

# 児童虐待は、保護者が監護する 18歳未満の子どもに対して行うこと

### ●第2条(児童虐待の定義)

この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における 配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の 事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を 及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児 童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

# 児童虐待は法律で禁止されている

●第3条(児童に対する虐待の禁止)何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

# 虐待を受けたと思われる児童を発見したら 速やかに通告する

- ●第6条(児童虐待に係る通告)
- ① 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。
- ② 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- ③ 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

# 通告した人の秘密を守る

# ●第7条

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による 通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事 務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、 その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしては ならない。

# ご存じですか? 人権相談窓口

「これは虐待かもしれない」「人権問題かな?」と感じた時には、一人で悩まず法務局・地方法務局が開設している以下の人権相談窓口をご利用ください。 法務局の職員又は人権擁護委員が相談に応じています。



人権イメーシギャ 人KENまもる君

人KENあゆみちゃん

#### 電話での人権相談窓口

●常設人権相談所(全国共通ナビダイヤル)

ゼロゼロみんなのひゃくとおばん

電話番号

0570-003-110

※PHS·IP電話からは接続できません。

受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

●子どもの人権110番(全国共通フリーダイヤル·無料)

ぜろぜろななのひゃくとおばん

電話番号 0120-007-110

※IP電話からは接続できません。

受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

# メールでの人権相談窓口

●インターネット人権相談受付窓口(子どもの人権SOS-eメール)

パソコンからはこちら

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html

インターネット人権相談

棟 窓

携帯電話からはこちら

http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html

24時間365日相談を受け付けています。

#### 子どもの人権SOSミニレター

法務省の人権擁護機関では、学校におけるいじめや体罰、家庭内での虐待などの問 題に対する活動として、全国の小学校・中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOSミ ニレター(便せん兼封筒) | を配布し、これを通じて教師や保護者にも相談できない 子どもの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子ども をめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。

#### 人権救済の流れ

人権擁護機関に被害の申告をすると、救済手続が開始されます。まず、人権が侵害さ れたかどうかの調査が行われます。人権侵害の事実が認められると、法律的なアド バイスや当事者同士の話合いの仲介から、状況によっては関係機関への通告や告発 といった厳しい措置がとられます。被害者のアフターケアをすることもあります。



### 人権ライブラリー

人権に関する資料を借りたい方、お探しの方、人権に関する視察・研修や打合せスペ 一スをお探しの方は、人権ライブラリーをご利用ください。遠方の方でも、郵送等に よる資料の貸出も行っています。

詳細は、下記までお問い合わせいただくか、人権ライブラリーのホームページをご 参照ください。

人権ライブラリー ※財団法人人権教育啓発推進センター併設

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F TEL.03-5777-1919/FAX.03-5777-1954 Eメール library@iinken.or.ip

ホームページ http://www.jinken.or.jp/jinken-library



● 人権啓発教材 **虐待防止シリーズ 『日三』 ユモニ、 → 日三、 父・王** 

# 児童虐待

1

#### 法務省委託

●平成23(2011)年3月発行

企画:法務省人権擁護局

ホームページ http://www.moj.go.jp/JINKEN/

監修:全国人権擁護委員連合会

制作: 財団法人 人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門二丁目10番12号 KDX芝大門ビル4F

電話 03-5777-1802(代表) FAX 03-5777-1803

ホームページ http://www.jinken.or.jp

この冊子は、環境に配慮した紙、インクを使用しています。

\*複製・転載についてはお問い合わせください。